



思わぬ副作用の危険あり

多剤投薬にご注意！

「はしご受診」はやめましょう

「あのお医者さんとはなんとなくウマが合わない！」「自分に合った薬を処方してくれない……」このような理由だけで、同じ病気で複数の医療機関を渡り歩くことを「はしご受診」といいます。

はしご受診は、それぞれの医療機関から別々に薬を処方されるため、服用する薬の数が多くなり、副作用を招きやすくなるので注意が必要です。しかも、「医療機関を変えるたびに「初診料」や「検査料」などを支払わなければならないので、医療費も余計にかかってしまいます。健康のためにも、家計のためにも、はしご受診はやめましょう。

「かかりつけ薬局」をもちましょう

処方せんを持参して調剤してもらう場合、薬局をどこか一つに決めておけば、服用履歴（薬歴）データがそこで蓄積されるため、自分の体質やアレルギーなどを考慮した調剤をしてもらえます。

複数の医療機関から処方せんが出ている場合も、薬の重複投与や薬のみ合わせをチェックしてもらえるので、患者はより安全に薬を服用することができます。また、残薬やジェネリック医薬品など、薬のこともならなくても気軽に相談できるのも大きなメリットです。適切な服薬のために、自分にあつたかかりつけ薬局を決めておきましょう。



！ かかりつけ薬局を選ぶポイントは？

かかりつけ薬局は、自宅や勤務先など、通いやすい場所にあることが重要です。また、きちんと薬の説明をしてくれるか、患者の悩みや相談に親身になって答えてくれるか、心配りができるか、なども大切なポイントです。

！ 医師とのコミュニケーションは十分ですか？

今受けている治療に不安などがあるときは、まずは納得いくまで医師と十分話し合ってみましょう。治療には患者と医師とのコミュニケーションが不可欠です。そして、日ごろから信頼できる「かかりつけ医」をもっておくことも大切です。

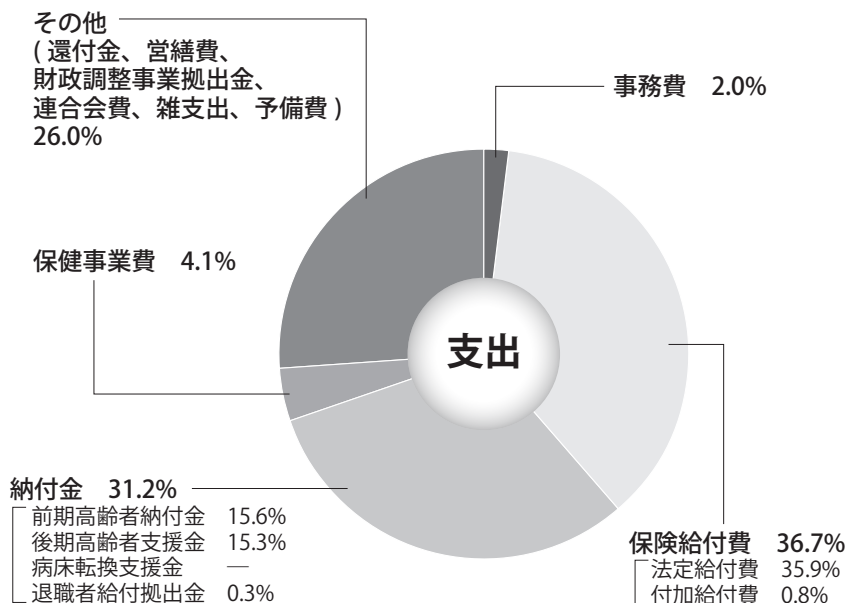
高齢者を中心に、1人の患者に多くの薬が処方される「多剤投薬」が問題になっています。厚生労働省でも医薬品の適正使用についての検討を進めています。対策の一つとして、医療機関への適切なかかり方を確認しておきましょう。

平成30年度 収支予算の報告

予算総額は19億5,082万円

みなさまの健康と安心を支えてまいります

当組合の平成30年度予算が次のとおりになりましたので
お知らせします。



● 健保を取り巻く状況

高齢者医療制度への費用負担や増加を続ける医療費などにより、健保組合財政は厳しい状況にあります。なかでも高齢者医療制度を維持するための財源として、みなさまからお預かりしている保険料の5割は、この高齢者医療制度に当てられています。

現在、4割近い健保組合が経常収支で赤字となっておりますが、団塊の世代がすべて75歳以上となる「2025年問題」を控えていることもあつて、現役世代の負担がさらに増えることが予想されます。いまや健康保険組合は存続の危機を迎えています。

● 第2期データヘルス計画がスタート

平成30年度は診療報酬と介護報酬の同時改定が行われます。将来にわたって持続可能な医療提供体制を構築し、国民が一人ひとりの状態に応じて、質の高い、効果的かつ効率的な医療を受けられることをめざしています。

また今年度は、第3期特定健診・特定保健指導実施計画と第2期データヘルス計画が同時にスタートします。特定健診・特定保健指導は、実施率に応じた後期高齢者支援金の加算・減算が拡大され、データヘルス計画は、3年間に及ぶ試行期間を経て本格稼働することになります。

当健保組合の財政内容

● 平成29年度着地見通し

・収入は予算より29百万円少ない1,655百万円、支出は予算より502百万円少ない1,182百万円となる見込みです。したがって当初予算380百万円よりも93百万円多い473百万円を平成30年度へ繰り越せる見込みです。

● 平成30年度保険料率

・平成30年度の高齢者医療制度への納付金額は昨年度より120百万円増加し、608百万円になりました。納付金が年々急激に増加していることに加えて、一昨年度の実績から平成30年度の精算金加算が見込まれていたことから、料率については昨年度に9.4%から9.8%に上げさせていただいており、平成30年度も同率の9.8%で予算編成しました。

・介護保険料率は、1.4%のまま変更ありません。



平成30年度予算概要

一般勘定

●収入 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
健康保険収入	1,436,089	1,373,898	62,191
├ 保険料	1,435,663	1,373,489	62,174
└ 国庫負担金収入・他	426	409	17
繰越金	472,913	247,389	225,524
調整保険料	19,301	18,322	979
国庫補助金収入	105	2,400	-2,295
財政調整事業交付金	20,000	38,000	-18,000
雑収入	2,413	2,408	5
介護勘定受入	0	2,000	-2,000
合計	1,950,821	1,684,417	266,404

●支出 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
事務費	38,080	36,582	1,498
保険給付費	715,502	680,202	35,300
├ 法定給付費	700,543	665,809	34,734
└ 付加給付費	14,959	14,393	566
納付金	608,359	488,370	119,989
├ 前期高齢者納付金	303,807	175,719	128,088
├ 後期高齢者支援金	298,906	294,767	4,139
├ 病床転換支援金	2	2	0
├ 退職者給付拠出金	5,644	17,880	-12,236
├ 老人保健拠出金	0	2	-2
保健事業費	79,566	76,923	2,643
還付金	2	2	0
営繕費	2,001	1,001	1,000
財政調整事業拠出金	19,301	18,322	979
連合会費	820	786	34
雑支出	101	101	0
予備費	487,089	380,128	106,961
介護勘定繰入	0	2,000	-2,000
合計	1,950,821	1,684,417	266,404

介護勘定

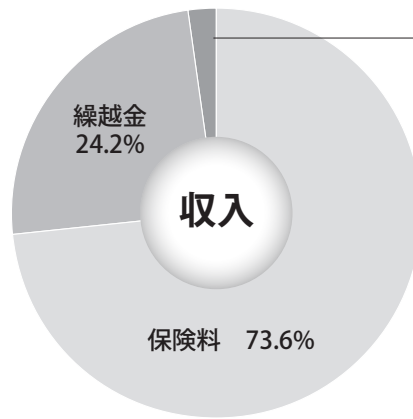
●収入 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
保険料収入	65,443	57,920	7,523
繰越金	6,897	11,068	-4,171
繰入金	1,300	1,400	-100
国庫補助金収入	1	733	-732
雑収入	3	0	3
一般勘定受入	0	2,000	-2,000
合計	73,644	73,121	523

●支出 (千円)

科目	本年度予算額	前年度予算額	増減
介護納付金	69,702	64,618	5,084
還付金	50	50	0
一般勘定繰入	0	2,000	-2,000
雑支出	2	2	0
予備費	3,890	6,451	-2,561
合計	73,644	73,121	523

その他
(調整保険料、国庫補助金収入、
財政調整事業交付金、雑収入他)
2.2%



予算の割合



●資産と支払余裕金の推移

健康保険組合の資産は、法定準備金、任意積立金、支払余裕金の形で保有しています。法定準備金、任意積立金は銀行定期預金として保有し、支払余裕金は普通預金としています。現時点では、法定準備金200百万円、任意積立金183百万円、支払余裕金473百万円で、合計856百万円です。

●平成30年度予算

平成30年度は、被保険者数3,343名、平均標準報酬月額334,614円、賞与総額1,620百万円で保険料収入は、1,435百万円を見込んでいます。平成29年度からの繰越金473百万円を見込んで、収入合計1,950百万円です。

平成29年度は、被保険者数3,215名、平均標準報酬月額332,998円、賞与総額1,515百万円で保険料収入は、1,373百万円の予算としました。

が、ここへ被保険者数の増加等を見込んで平成30年度予算を編成しました。

支出は、保険給付費715百万円、納付金608百万円、保健事業費79百万円、事務費38百万円などで、不足分を補うための予備費として487百万円を計上しています。

経常収入支出差引額はマイナス3百万円です。

当健康保険組合としては、今後も医療費削減のために、ジェネリック医薬品使用の促進、医療費通知の実施、レセプト点検、被保険者証の検認(被扶養者資格確認)、柔軟調整復原療養費適正化、レセプト情報や特定健診・特定保健指導の実施結果による情報分析を用いてハイリスク群へ疾病の早期発見・早期治療を促すこと、などの施策を推進していきます。自覚症状が現れにくい生活習慣病を早期発見・早期治療するためには、健診を受けることが第一歩と考えています。限りある保険料収入を効率的に活用して、みなさまの健康と安心を支えてまいります。

新年度を迎え、ご家族に変更があったとき

被扶養者からはずれる場合は届け出をお願いします



ご家族が就職・結婚などにより被扶養者でなくなったときや、転居や転勤などで住所が変わったときは、手続きが必要となります。所属会社のご担当者へご提出ください（任意継続被保険者の方は直接健保組合へご提出ください）

＊被扶養者をはずれるときの届出

被扶養者異動届に、保険証（該当する被扶養者の保険証のみ）を添えて提出してください。

＊こんな場合、被扶養者からはずれます

- ・お子さんが就職して、勤め先の健保組合等の被保険者となったとき
- ・奥さまの収入が被扶養者として認められる基準額を超えたとき
- ・ご両親やご家族との同居関係や生計維持関係が変わり、被扶養者として認められる基準を満たさなくなったとき
- ・お子さんが結婚してパートナーの被扶養者となったとき
- ・被扶養者だった方が75歳の誕生日を迎え、後期高齢者医療制度に加入したとき
- ・離婚したとき
- ・死亡したとき

＊ご不明な点があれば健保組合におたずねください



公 告

公告第209号

新年度の健康保険料率及び介護保険料率について

健康保険料率は1,000分の98、介護保険料率は1,000分の14とし、昨年度からの変更はありません。

平成30年3月1日（平成30年3月分保険料、ただし任意継続被保険者については平成30年4月1日）から実施します。

1. 健康保険料率

	変更前		変更後	
	被保険者	一般保険料率	48.355/1,000	一般保険料率
調整保険料率		0.645/1,000	調整保険料率	0.650/1,000
合計		49.000/1,000	合計	49.000/1,000
事業主	一般保険料率	48.355/1,000	一般保険料率	48.350/1,000
	調整保険料率	0.645/1,000	調整保険料率	0.650/1,000
	合計	49.000/1,000	合計	49.000/1,000
合計	一般保険料率	96.710/1,000	一般保険料率	96.700/1,000
	調整保険料率	1.290/1,000	調整保険料率	1.300/1,000
	合計	98.000/1,000	合計	98.000/1,000

2. 介護保険料率（変更なし）

	介護保険料率
被保険者	7.000/1,000
事業主	7.000/1,000
合計	14.000/1,000

公告第210号

任意継続被保険者の新年度保険料について

健康保険組合の任意継続被保険者にかかる標準報酬等を下記の通り公告します。

平成30年度の任意継続被保険者の標準報酬月額額は340,000円で、昨年度からの変更はありません。

保険料は以下のとおりです。

●保険料

標準報酬月額	340,000円（第24等級）
健康保険料月額	340,000円 × 98/1,000 = 33,320円
介護保険料月額	340,000円 × 14/1,000 = 4,760円

上記標準報酬月額は退職時の標準報酬月額と当組合の平均標準報酬月額（上記金額）を比べ、いずれか低い方の額を適用します。（適用期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日）

事業概要

（平成30年2月末現在）

事業所数



9事業所

被保険者数



男 1,982人
女 1,175人
計 3,157人

平均標準報酬月額



男 371,908円
女 268,551円
平均 333,440円

被扶養者数



1,312人
1人当たり扶養率
0.42人

介護保険第2号被保険者数



994人